

2020 年度
電源 I 〃 廠気象対応調整力
募集要綱
(案)

関西電力送配電株式会社

目 次

第1章	はじめに
第2章	注意事項
第3章	用語の定義
第4章	募集スケジュール
第5章	募集概要
第6章	応札方法
第7章	評価および落札案件決定の方法
第8章	契約条件
第9章	その他

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 関西電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するために必要な調整力を確保するため、当社エリア供給計画の送電端H1猛暑需要（離島除く）の103%相当から当社エリアの送電端H3需要（離島除く）の108%相当を差し引いて補正量を加味したものに相当する電源Ⅰ 厳気象対応調整力を入札により募集します。
3. 今回実施する入札においては、発電事業者等の事業予見性の確保や厳気象対応調整力の確実かつ効率的な確保の観点から、長期契約（1年間）を前提としておりますが、確保した厳気象対応調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて、随時、短期契約（1年未満）を前提とした追加募集を行なうことがあります。
4. 本要綱では、当社の募集する電源Ⅰ 厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。
落札後の権利義務関係等については、添付する電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書を併せて参照してください。
5. 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時に確実に期待できる需給バランス調整力を、確実かつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を入札により募集します。入札募集によって、調整力のコストが低減することを期待しますので、応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ 廠気象対応調整力の入札案件の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお、この価格要素に加え、需給バランス運用の柔軟性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件ならびに添付する電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 標準契約書および端境期における調整力提供に関する覚書の内容をすべて了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電源等が発電設備である場合、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていること等が必要です。一方、契約電源等が DR を活用したものである場合、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約（接続供給契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていること等が必要です。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、以下「属地 TSO」といいます。）
- (6) 当社が属地 TSO となる場合で、落札者が希望する場合、当社が当該電源等について別途定める電源Ⅱ 周波数調整力募集要綱および電源Ⅱ 需給バランス調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源Ⅱ 周波数調整力契約または電源Ⅱ 需給バランス調整力契約を締結することも可能とします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札候補案件決定以降、別途協議いたします。

(7) 応札者が、入札書提出後に応札の辞退を希望する場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度応札辞退の意思を表明した場合は、今年度の入札において選考対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。応札を辞退された場合は、当社はすみやかに入札書を返却します。

(8) 本要綱にもとづく電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約 (および同時に締結する電源Ⅱ 周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ 需給バランス調整力契約) は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

(9) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。

また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。

(10) 以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものといたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうち一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。

イ 資本関係

(イ) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ロ 人的関係

(イ) 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (会社等 (会社法施行規則 (平成18年法務省令第12号) 第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。) の一方が民事再生法 (平成11年法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社 (会社更生法 (平成14年法律第154号) 第2条第7項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。)

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ハ その他、上記アまたはイと同視しうる関係
- (11) 当社、属地 TSO または落札者が第三者と合併または電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）承継の詳細な取扱いについては、添付する電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 標準契約書（または電源Ⅱ周波数調整力標準契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力標準契約書）を参照してください。
- (12) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は、すべて応札者で負担してください。
- (13) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (14) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補

足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は、本要綱第5章1（4）における設備（または需要家）の重複確認、本要綱5章1（5）における複数入札の妥当性確認および本要綱第7章（評価および落札案件決定方法）における、落札案件を一意に決定するために必要な範囲に限り、関係する一般送配電事業者との間で、入札情報の一部を共有いたします。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の問合せ専用当社ホームページより受け付けます。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

問合せ専用当社ホームページ：<https://inquiry.kansai-td.co.jp/app/inquiry/index/4/1>

第3章 用語の定義

1. 電源等分類

(1) 周波数調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を提供することを必須とし、周波数制御ならびに需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(2) 需給バランス調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を期待されず、専ら需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(3) 電源 I

当社があらかじめ確保する専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる電源等をいいます。（このうち、周波数制御機能を提供することを必須とするものを電源 I - a、周波数制御機能を提供することを期待されないものを電源 I - b と区分します。）

(4) 電源 I 周波数調整力

電源 I - a の調整によって得られる周波数調整力をいいます。

(5) 電源 I 〃 厳気象対応調整力

当社があらかじめ確保し、需給ひっ迫等必要時に、オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含まず。）で上げ調整できる電源等（周波数制御機能の提供を期待されないもの）の調整によって得られる調整力をいいます。

(6) 電源 II

当社から専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整ができる電源等（電源 I を除きます。）であり、ゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給 1 時間前）の）ことをいいます。）以降余力がある場合に当社が周波数制御・需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。（このうち、周波数制御機能を当社に提供することを必須とするものを電源 II - a、周波数制御機能を当社に提供することを期待されないものを電源 II - b と区分します。）

(7) DR (デマンドレスポンス)

本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制、もしくは増加することをいいます。(Demand Response の略)

(8) アグリゲータ

単独または複数の、DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御(増または減)量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者(その事業者が調整力提供にあたって使用する設備を含みます。)をいいます。なお、需要家自らがアグリゲータとなることも可能です。

2. 契約・料金関連

(1) 応札者

本要綱にもとづき入札書を提出する事業者をいいます。

(2) 落札者

本要綱にもとづき評価した結果、協議の後、当社が電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約(または、電源Ⅱ 周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ 需給バランス調整力契約)を締結することを決定した応札者をいいます。

(3) 契約電源等

発電設備を活用した入札案件である場合は、発電設備等を、DR を活用した入札案件である場合は、負荷設備等とアグリゲータとを併せていいます。

(4) 発電等出力増

発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を供出することをいいます。

(5) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力

電源Ⅰ 廠気象対応調整力として契約する契約電源等との契約 kW で、当社または当社から依頼を受けた属地 TSO の指令(以下、本要綱の指令に係る記載において、特段の規定が無い場合は、同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地 TSO」に読み替えるものとしたします。)に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。

なお、DR を活用した応札者の場合、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考

慮したものとします。

(6) 電源Ⅱ周波数調整力契約

当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-aおよび電源Ⅱ-aと締結する契約をいいます。

(7) 電源Ⅰ-α 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約

当社が10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に必要な需給バランス調整力を調整力として活用することを目的とし、オンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)で上げ調整できる電源等(周波数制御機能の提供を期待されないもの)を対象に、当該契約kWの確保・待機および当社指令に応じた調整力の提供と、その対価としての基本料金および従量料金の支払いについて締結する契約をいいます。

(8) 運転継続時間

契約電源等が、電源Ⅰ-α 廠気象対応調整力契約電力で発電等出力増を継続できる時間をいいます。

(9) 運転継続可能時間

当社が契約電源等に対し、当社指令に応じた調整の継続を求める時間をいいます。本要綱においては、3時間をいいます。

(10) 電源Ⅰ-α 廠気象対応調整力提供可能時間

1日(毎日0時~24時をいいます。)のうち、本要綱にて定める、当社の指令に応じた発電等出力増を行なうことが可能な時間帯をいいます。

(以降、本要綱における時間は24時間表記を使用します。)

(11) 廠気象対応準備時間

1日(毎日0時~24時をいいます。)のうち、当社が、主に、本要綱にて定める、当社指令に応じた発電等出力増を必要とする時間帯をいいます。

本要綱においては、9時~20時をいいます。

(12) 計画外停止日数

契約電源等において、事故あるいは計画になかった補修等によって停止に至った日数をいいます。ただし、当社が起因となった停止の場合は、当社と合意した日数を除きます。

(13) 計画停止日数（補修停止日数）

契約電源等において、各断面（年間、月間、週間）で補修等のためにあらかじめ計画を策定して停止する日数をいいます。

(14) 基本料金

契約電源等が kW を供出するために必要な費用への対価をいいます。

(15) 従量料金

当社指令に応じ、契約電源等が発電等出力増により kWh を供出するために必要な費用への対価をいいます。

(16) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいいます。燃料費等の情勢を反映するため、契約者から定期的に提出いただく必要があります。本要綱において定める申出単価の種類は、上げ調整単価（V1）のみがあります。

※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価（V2）を設定いたします。このような電源等との契約の詳細については、電源 I 〃 廠気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書を元に、別途協議いたします。

(17) 上げ調整単価（V1）

当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う 1 kWh あたりの単価をいいます。

(18) 下げ調整単価（V2）

当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る 1 kWh あたりの単価をいいます。

3. 需給関連

(1) H 3 需要

ある月における毎日の最大電力（1 時間平均）を上位から 3 日とり平均したものをいいます。

(2) H 1 需要

ある月における毎日の最大電力（1 時間平均）の最上位 1 日のものをいいます。

(3) 高負荷期

電気の使用量（需要）が大きくなる時期をいいます。本要綱では7月16日～9月15日をいいます。

(4) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力が不足する状態をいいます。

(5) 夏季

本要綱では、7月1日から9月30日をいいます。

(6) 冬季

本要綱では、12月1日から翌年2月28日（閏年の場合29日）をいいます。

(7) 端境期

本要綱では、4月1日から6月30日、10月1日から11月30日および翌年3月1日から3月31日をいいます。

4. 発電等機能関連

(1) 専用線オンライン指令

当社が需給バランス調整を行なうため、通信伝送ルートを通じて、直接的に、需給バランス調整機能を具備した電源等へ出力増を指令することをいいます。

なお、中央給電指令所～契約電源等間の通信設備等が必要となります。

（既に当社地方給電制御所～発電所等間の通信設備等が構築されており、それを用いて、本要綱にて定める要件を充たすことができる場合は、この限りではありません。）

以降、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）”と表記します。

(2) 系統連系技術要件

属地 TSO が維持・運用する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいいます。

(3) 需給バランス調整機能

電源等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、出力を増加させるために必要な機能をいいます。

(4) 調整力ベースライン

約款、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(資源エネルギー庁策定)における標準ベースライン等、DRを実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものをいいます。

5. その他

(1) 当社エリア

当社の供給区域である次の地域をいいます。滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

第4章 募集スケジュール

1. 2020年度における入札公表から、落札者との電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/1～ 7/30	①募集の公表および 募集要綱(案)への 意見募集 (RFC)	当社は、次年度分の電源 I 〳 廠気象対応調整力を調達するための電源 I 〳 廠気象対応調整力募集要綱(案)を策定し、入札募集内容を公表するとともに、電源 I 〳 廠気象対応調整力募集要綱(案)の仕様・評価方法等について、意見募集を行ないます。応札をご検討の方で、各項目に対する意見がある場合は、電源 I 〳 廠気象対応調整力募集要綱(案)を参照のうえ、理由と併せて7/30までに専用フォーム URL より意見を提出してください。
7/31～ ●/●	②募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を反映した電源 I 〳 廠気象対応調整力募集要綱を制定します。
●/●～ ●/●	③ 入札募集	当社は、入札募集を開始しますので、応札者は本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、●/●までに応札してください。
●/●～ ●/●	④入札書の審査および落 札候補者の選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札候補者を選定します。
●/●	⑤落札候補者決定、結果 公表	当社は、落札候補者決定後入札募集手続きの結果を公表します。
●/●～	⑥契約協議	当社は、落札候補者と電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約に関わる協議を開始し、契約します。

※電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約への公募に応札いただいた電源で、落札

後、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結を希望される場合、●/●までに契約申込をお願いします。（詳細は電源Ⅱ周波数調整力募集要綱もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。）

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源Ⅰ 厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集容量

●●●. ●万 kW

募集容量は、●●●. ●万 kW とします。

1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。

ただし、中部電力の系統に連系する電源等での入札量は●●万 kW 以下、北陸電力の系統に連系する電源等での入札量は●●万 kW 以下、中国電力の系統に連系する電源等での入札量は●●万 kW 以下としてください。(※)

なお、同時に公募する電源Ⅰ 周波数調整力および電源Ⅰ 需給バランス調整力の落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ず募集容量を超過する部分については考慮の上で、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の落札案件を決定します。具体的には、当該超過容量を上記募集容量から差し引いたものを、本要綱に基づく募集容量とみなし、落札案件決定を行いません。(詳細は、第7章をご参照ください。)

※ 制度設計専門会合等で実施されている電源Ⅰ の広域的調達についての議論等を踏まえ、入札募集までに見直す可能性があります。

(2) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間および提供時間

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間：2021年7月1日から2021年9月30日までおよび
2021年12月1日から2022年2月28日まで

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供時間：提供期間の内、土日祝日・年末年始を除く9～20時

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間は、2021年7月1日から2021年9月30日までおよび2021年12月1日から2022年2月28日までとします。

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供時間は、提供期間のうち、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する日、12月29日、12月30日、12月31日および1月3日を除き、各日9時から20時までとします。

(3) 対象電源等

当社、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電または中国電力ネットワークの系統に連系する、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みません。）で発電等出力増可能な電源等

イ 当社、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電または中国電力ネットワークの系統に連系する電源等（連系線を経由して当該一般送配電事業者の系統に接続するものを除きます。）で、当社から、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等といたします。

※ 制度設計専門会合等で実施されている電源Ⅰの広域的調達についての議論等を踏まえ、入札募集までに見直す可能性があります。

※ 当社の供給区域である淡路島南部地域（別紙参照）については、四国電力送配電の系統と連系していることから、当社の調整力公募の対象とはいたしません。

ロ 使用する燃料については、特に指定しませんが、電源Ⅰ厳気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ 当社が指定する厳気象対応準備時間において、本要綱にて定める、当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間の間において、当社からの指令受信ではなく、調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができることをいいます。）できることが必要です。この場合、本章第3項（1）ロで定める、当社からの指令を受信してから、調整実施までの時間を勘案した時間帯において待機していただく必要があります。また、厳気象対応準備時間を超えて、別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。

※ 応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない電源等の場合、電源Ⅰ厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。やむを得ず提供期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取扱いについては、必要に応じて別途協議いたします。

（4）入札単位

原則、容量単位

入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位（kW）で実施していただきます。

DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位（kW）で入札していただきます。なお、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合、DRを活用するすべての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約を締結している必要があります。

応札いただく電源Ⅰ厳気象対応調整力契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に応札kWが設備容量を超過していたことが明らかとなった場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。

また、同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力標準契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス

調整力標準契約書がある場合は、それぞれ、発電機単位またはアグリゲータ単位で契約締結いたします。

なお、様式 3-3 で、当該応札案件において当該設備（または需要家）の重複のおそれがある場合、当該設備（または需要家）を用いて応札された全応札者に対し、その旨を通知し、追加資料の提出等を受けて、当該設備（または需要家）の応札 kW の妥当性を確認いたします。

当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答がない場合、または、当該設備（または需要家）の重複に係る確認の結果、当該設備（または需要家）の応札 kW が設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、応札案件評価においては当該設備（または需要家）を除外します。応札者は、その旨を十分にご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等、必要な対応をお願いします。

イ 発電設備を活用して応札される場合は、契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。計量器の設置・取り替えに係る費用は、契約者の負担とします。

ロ 契約者が計量単位の集約を希望される場合は、別途協議いたします。

ハ DR を活用して応札される場合は、属地 TSO の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、別途協議いたします。

(5) 他の調整力募集への入札の取扱い

イ 当社が属地 TSO となる場合、電源 I 〔厳気象対応調整力公募に〕応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて、電源 I 周波数調整力、電源 I 需給バランス調整力および関空島電源調整力の公募に入札することも可能としますが、その場合の取扱いは以下のとおりといたします。

(イ) 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）された場合

- ・同一調整力公募および関空島電源調整力への重複入札は認められません。
- ・電源 I 周波数調整力、電源 I 需給バランス調整力、電源 I 〔厳気象対応調整力の〕順に落札案件決定を行なうこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。

(ロ) 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をされた場合

- ・同一調整力公募への複数入札は認められません。
- ・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行なうものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。

ロ 応札者は、それぞれの入札が、重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）

<具体例>

5 分間での出力増減可能な（電源 I 周波数調整力の募集要件を満たす）容量が 2 万 kW、3 時間での出力増可能な（電源 I 〃 厳気象対応調整力の募集要件を満たす）容量が 8 万 kW、である単一の契約電源等からの応札の場合、

○電源 I 周波数調整力の公募に 2 万 kW、電源 I 〃 厳気象対応調整力の公募に 8 万 kW の重複入札は可能。

→電源 I 周波数調整力の落札者となった場合、電源 I 〃 厳気象対応調整力の落札案件決定からは除外されます。

○電源 I 周波数調整力の公募に 2 万 kW、電源 I 〃 厳気象対応調整力の公募に 6 万 kW の複数入札は可能。

→それぞれにおいて落札案件決定の対象とし、落札者となることが可能です。

●電源 I 周波数調整力の公募に 2 万 kW、電源 I 〃 厳気象対応調整力の公募に 8 万 kW の複数入札は不可。

→応札時点で、それぞれの調整力の公募要件を満たさないことから、それぞれの入札については、無効として取り扱います。

ハ 当社への入札と同一の契約電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般電気事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象か、応札時に明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）また、この場合の入札は次の通りとしていただきます。

- (イ) いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名（契約電源等名称）としていただきます。
- (ロ) 複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。また、供出電力（kW）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。

なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

<具体例>

○電源Ⅰ 厳気象対応調整力の公募に8万kW、当社以外の一般送配電事業者が実施する電源Ⅰ 厳気象対応調整力の公募に8万kWの重複入札は可能。

→それぞれの調整力公募の落札候補者となった場合、第7章評価および落札案件決定方法に従って、いずれかの一般送配電事業者の落札案件に決定されます。

ニ 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約を締結する契約電源等を用いて、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間に設備容量から電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することはできません。（※）

※当該取り扱いについては、関係箇所と調整の上、検討を進めていきます。検討の結果、取り扱いが変更となる可能性があります。

(6) 最低入札量

+1,000 kW

最低入札量は+1,000kWといたします。

入札量は、1kW単位で設定いたします。

(7) 上限価格の設定

当社は上限価格を設定し、その価格以下の容量価格にて応札された入札案件を審査対象とします。

2. 当社からの指令で発電等出力増を可能とするために必要な設備要件は原則として以下のとおりです。

(1) 設備要件

信号

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での応札の場合

応札いただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a 調整実施 ※調整実施指令信号

※属地 TSO からの発電等出力増指令（接点信号）を受信していただきます。

また、原則、（指令を受信して、別途当社と取り決めた時間（本章第3項（1）ロにもとづくもの）経過後の）調整実施後、運転継続時間（3時間）に亘り調整を実施した後、電源等により自主的に（電源等の計画運転に）復帰していただきますので、属地 TSO から復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

(ロ) 送信信号

b 調整実施了解 ※調整実施了解信号

※属地 TSO からの受信信号に対する打ち返しとし、属地 TSO からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨（以降、調整準備を行ない、別途当社と取り決めた時間（本章第3項（1）ロにもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を、属地 TSO からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については、調整完了の旨（当該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可としますが、詳細は別途協議いたします。）を、それぞれ通知いただくものとします。

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JESC Z0004(2019)）へ準ずる必要があります。加えて、属地 TSO の電力制御システムに接続することになるため、属地 TSO が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

ロ 簡易指令システムを用いたオンラインでの応札の場合

契約申込いただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a 調整実施

(a) 調整実施指令信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

(b) 調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信して

いただきます。

(c) 調整実施取消信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

(ロ) 送信信号

a 調整実施可否 ※調整実施可否信号

※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

「簡易指令システム」の仕様につきましては、バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討された共通基盤システムの仕様^{※1}を採用いたします。

また、情報セキュリティ対策としては、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構 [IPA] が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン^{※2}」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

なお、簡易指令システムとの接続機能の導入が調整力公募における落札を保証するものではありません。簡易指令システムに関するお問い合わせについては、弊社ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせ願います。

※1 共通基盤システムの仕様として、通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile^{※2}およびダイヤモンドリスポンス・インタフェース仕様書^{※2}を参照してください。

※2 改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が 100 万 kW 以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割するなど）していただく必要があります。

3. 電源 I へ 厳気象対応調整力が満たすべき運用要件等は原則として以下のとおりといたします。

(1) 運用要件

イ 電源 I へ 厳気象対応調整力の提供

厳気象対応準備時間（9 時～20 時）において、電源 I へ 厳気象対応調整力を提供していただきます。電源 I へ 厳気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給バランス調整等のために電源Ⅰ 廠気象対応調整力を活用します。

ロ 当社の指令から 3 時間以内に発電等出力増可能

あらかじめ定める応札者の定期点検等の期間を除き、当社が、廠気象対応準備時間（9 時～20 時）での発電等出力増を判断した場合、当該調整実施の 3 時間*前に当社が送信する指令を受信し、当該信号受信の 3 時間*以内に、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし、同時に電源Ⅱ 周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ 需給バランス調整力契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。

※当社からの指令受信と調整実施までの時間間隔については 3 時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を応札時に指定いただきます。

指令から調整実施までの時間間隔が短い場合、当日の気温上昇度合い・需要の伸び具合・需給ひっ迫の度合いなどを実調整直前まで見極めたうえでの発動回避が可能になるなど、運用の柔軟性が増すことに鑑みて落札案件決定において評価を行いません。ただし、当社が属地 TSO とならない場合は評価を行いません。

（詳細は第 7 章をご参照ください。）

ハ 原則 3 時間提供可能

(イ) 当社の指令に応じて調整を実施して以降、原則として 3 時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。

ただし、調整実施後 3 時間以内に、当社から復帰指令を行なった場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。当該復帰指令については、簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合、簡易指令システムによる指令を、専用線オンライン指令の場合、電話などでの連絡を想定しておりますが、既存インフラなどを用い効率的に実施可能な場合は、別途協議いたします。

(ロ) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力相当での連続発電等出力増可能な時間が 3 時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

ニ 定期点検、補修作業時期調整の応諾

定期点検等は電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供時間以外の期間に実施してください。

ホ 計画等の提出

当社の求めに応じて電源等の発電等計画値（DR を活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含みます。）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。

電源 I 〳 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、当社が電源 I 〳 契約者、または契約者の電源 I 〳 厳気象対応調整力の提供に関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、需要および発電に関する実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

ヘ ゲートクローズ前の指令

当社が 3 時間（または本号口で定める応札者が指定する時間）前に、発電等出力増の指令を行なった場合も、属地 TSO の託送供給等約款にもとづき提出される、バランシンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。

ト システム事故時の計画変更

システム安定上の制約で電源等（発電設備を活用した電源等に限りません。）の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

チ トラブル対応

不具合の発生時には、すみやかに当社および属地 TSO へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

リ 電源 I 〳 厳気象対応調整発動可能回数

電源等の状況・都合により、提供期間内の電源 I 〳 厳気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出ていただきます。ただし、当該発動可能回数は 1 2 回以上※で設定いただきます。（発動可能回数に達するまでは、提供期間の厳気象対応準備時間においては、原則として、1 日 1 回を基本とし当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、同日中の複数回発動や、発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源 I 〳 厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。また、当社からの指令および要請は、連日の発動となる場合があります。）

ヌ 目的外活用の禁止

落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源 I 〳 厳気象対応調整力提供期間において電源 I 〳 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する電源等の電源

I 〳 廠気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用できないものとします。
端境期においては、本契約の目的以外での活用を可能としますが、端境期における調整力提供に関する覚書に基づき、端境期の需給ひっ迫時の需給バランス調整等の実施のために、当社から電源 I 〳 廠気象対応調整力の供出を要請する場合があります。

(2) その他

イ 技術的信頼性

(イ) 応札していただく電源等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR 事業者であれば DR 実績 (DR 実証試験による実績を含む) を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源 I 〳 廠気象対応調整力の供出を確実にこなううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(ロ) 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

- a 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
- b 過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出
- c 当社からのオンライン指令 (ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。) による性能確認試験の実施
- d 現地調査および現地試験
- e その他、当社が必要と考える対応

(ハ) 電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、電源等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社および属地 TSO に連絡していただきます。

ロ 電源等が準拠すべき基準

応札していただく電源等については、電気事業法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

第6章 応札方法

1. 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。提出された入札書（写し含む。）は返却しませんので、あらかじめ了承願います。

(1) 入札書の提出

イ 提出書類

入札書（様式1）および添付書類

ロ 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。

ハ 提出場所

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力送配電株式会社 託送営業部 電力契約グループ

ニ 募集期間

●●年●月●日（●）～●●年●月●日（●）

(イ) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

(ロ) 提出手続きを円滑に進めるためお手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。

<ご連絡先>

関西電力送配電株式会社 託送営業部 電力契約グループ

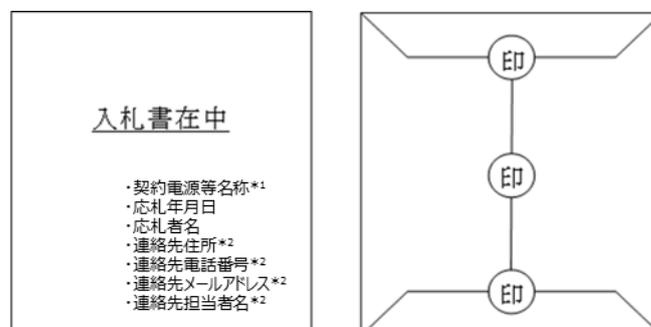
電話：050-7104-1198（直通）

ホ 入札を無効とするもの

(イ) 記名捺印のないもの

(ロ) 提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

※入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 同一のアグリゲータが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

(例) ○○A、○○B (○○アグリ A、○○アグリ B)

※ 2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- イ 応札者の概要 (様式 2)
- ロ 電源等の仕様 (様式 3-1、3-2、3-3)
- ハ 電源等の運転実績について (様式 6)
- ニ 運用条件に関わる事項 (様式 7)
- ホ 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

※様式 4、5 は不要 (欠番) です。

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、上限電力量単価に含めないでください。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおり取り扱います。

- ・ 応札者が収入割を含む場合は、料金支払い時に事業税相当額 (収入割に相当する金額に限る。) を加算いたしますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。
- ・ 応札者が収入割を含まない場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしませんので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。

(3) 1 入札案件につき、1 式の入札書として提出してください。

イ 入札書（様式1）

●●●●年●月●日

入 札 書

関西電力送配電株式会社

取締役社長 土井 義宏 宛

会社名 ●●株式会社

代表者氏名 ●●●● 印

関西電力送配電株式会社が公表した「2020 年度電源 I 〳 厳気象対応調整力募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

1 電源等所在地および契約電源等名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機
2 電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力 (送電端値)	●kW
3 運転継続時間	●時間連続可能
4 電源 I 〳 厳気象対応調整力提供可能 時間	●時～●時 (厳気象対応準備時間 (9 時～20 時) の間)
5 容量価格 (1kW あたりの価格×電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力)	●円
6 上限電力量単価	1kWh あたり ●円 ●銭
7 当社からの指令受信方法	専用線オンライン (簡易指令システムを用いた ものを除きます) ・ 簡易指令システムを用いたオンライン (該当するものに○ (マル) をつけてくださ い。)
8 指令受信から調整実施までの時間	●分 (3 時間 (180分) 以内)
9 厳気象対応調整発動可能回数	●回 (12 回以上)

1 0 非価格要素評価	加点項目 ●点															
1 1 他の応札との関係	<table border="1" data-bbox="794 448 1375 891"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複入札</th> <th>複数入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源Ⅰ周波数調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源Ⅰ需給バランス調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関空島電源調整力</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>〇〇調整力公募※</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(該当するものに〇(マル)をつけてください。)</p> <p>※他エリアの調整力公募に応札する場合は「〇〇」に当該エリア名称を記載してください。</p>		重複入札	複数入札	電源Ⅰ周波数調整力			電源Ⅰ需給バランス調整力			関空島電源調整力	/		〇〇調整力公募※		
	重複入札	複数入札														
電源Ⅰ周波数調整力																
電源Ⅰ需給バランス調整力																
関空島電源調整力	/															
〇〇調整力公募※																
1 2 一部切出しが可能な場合の調整契約電力※ ¹	<table border="1" data-bbox="794 1104 1292 1400"> <tr> <td>調整契約電力(送電端値)</td> </tr> <tr> <td>●kW*²</td> </tr> <tr> <td>▲kW</td> </tr> <tr> <td>■kW</td> </tr> </table> <p>※容量単価は、(5「容量価格」÷2「電源Ⅰ¹ 廠気象対応調整力契約電力))、上限電力量価格は6の値を適用するものとします。</p>	調整契約電力(送電端値)	●kW* ²	▲kW	■kW											
調整契約電力(送電端値)																
●kW* ²																
▲kW																
■kW																
1 3 落札した場合、kWh 契約として締結いただける契約※ ³	<ul style="list-style-type: none"> ・電源Ⅱ周波数調整力契約 ・電源Ⅱ需給バランス調整力契約 ・電源Ⅰ¹ 廠気象対応調整力(kWh)契約 <p>(該当するものに〇(マル)をつけてください。)</p>															

1 4 計量器の有無 ^{※4}	有 ・ 申請中 (該当するものに○(マル)をつけてください。)
--------------------------	------------------------------------

- ※1 募集容量に達する、もしくは超過するまでの調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札（2項に記載する電源 I 廠気象対応調整力契約電力での応札）の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力（これを「調整契約電力」といいます。）についても記載いただければ、それらの内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札案件決定の方法」「[ステップ4] 落札案件の仮決定」を参照願います。
- ※2 調整契約電力については、幅（●kW 以上～●kW 未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW 単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量価格は調整契約電力×容量単価で求まるものとします。）
- ※3 当社が属地 TSO とならない場合は、電源 I 廠気象対応調整力（kWh）しか選択できません。
- ※4 DR を活用して契約される場合は、属地 TSO の託送供給等約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲータが集約する需要家等において 1 件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載願います。

ロ 応札者の概要（様式2）

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	●●県●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資本金（円）	●,●●●
売上高（円）	●,●●●
総資産額（円）	●,●●●
従業員数（人）	●,●●●
事業税課税標準	収入割を含む ・ 収入割を含まない

（作成にあたっての留意点）

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 契約主体が、合弁会社の場合や契約後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。なお、契約後に新会社等を設立する場合は、契約時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 契約者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んでください。

ハ－3 電源等の仕様（様式3－3）

電源等の仕様（DRを活用した電源等）

1 アグリゲータの所在地

- (1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●
- (2) 名称 ●●

2. アグリゲータが、一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる供給力を提供するか否か

- ・本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみを実施する
- ・一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供する
(該当するものを○で囲んでください。)

3 アグリゲータが集約する需要家等の一覧

電源等名称	住所	供給地点番号	供出電力 (kW)	電源等種別
Aaa	*****	*****	△△kW	(自家発等) 電源 ・ 需要抑制
具体的供出方法	工場ラインの一部停止	契約者からの指示手段	電話連絡・運転員 手動遮断	電源設備または負荷設備の仕様*1 受電点電圧：□kV (今回遮断対象時間の) 最低負荷容量：●kW、遮断点電圧： ■kV
計量器の有無*2	有 ・ 申請中			
電源等名称	住所	供給地点番号	供出電力 (kW)	電源等種別
Bbb	*****	*****	△△kW	(自家発等) 電源 ・ 需要抑制
具体的供出方法	自家発の起動	契約者からの指示手段	オンライン自動 起動	電源設備または負荷設備の仕様*1 受電点電圧：□kV (今回起動対象の) 電源容量： ●kW、接続点電圧：●kV、 常時運転状態：常時運転/停止
計量器の有無*2	有 ・ 申請中			
電源等名称	住所	供給地点番号	供出電力 (kW)	電源等種別
			kW	(自家発等) 電源 ・ 需要抑制
具体的供出方法		契約者からの指示手段		電源設備または負荷設備の仕様*1
計量器の有無*2	有 ・ 申請中			

○アグリゲータが集約する需要家等の電源等種別について、○（マル）で囲んでください。

○契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。

※1 供出電力 (kW) が、電源設備または負荷設備の容量 (送電端値) 以下であることが必要です。同一の設備 (または需要家) を他の応札案件と共有する場合は、それらの供出電力 (kW) と供出電力量 (kWh) が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの案件への供出電力 (kW) の合計値が、当該設備 (または需要家) 容量 (送電端値) 以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備 (または需要家) からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを添付願います。(様式は問いません。)

同一設備 (または需要家) を共有する他の応札案件にも同様の資料を添付いただいた上で、それぞれの案件で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合 (それぞれの案件での当該設備 (または需要家) からの調整力供出 (電力 (kW) /電力量 (kWh)) の確実性が確認できない場合) は、当該設備 (または需要家) を用い応札した全応札に対し、当該設備 (または需要家) を応札内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。)

※2 属地 TSO の託送供給等約款に基づく計量器の有 (ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方を○ (マル) で囲んでください。

ニ 電源等の運転実績について（様式6）

電源等の運転実績について

○電源Ⅰ 厳気象対応調整力を供出する電源等の運転実績（前年度以前実績）について記入してください。

（DR を活用して契約を希望される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR 実証事業※などへの参画実績等をアグリゲータごと（1 入札案件ごと）に記載ください。）

※ 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した平成 26 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金（補正予算に係るもの）のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した（平成 28 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型ダイヤモンドリスポンス実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および、（平成 29 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A 事業、VPP 構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した（平成 30 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」、（平成 31 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」および（令和 2 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. VPP アグリゲーション事業」を指します。

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出してください。

設備運転実績

電源等名称	●●発電所
出力／総使用量	●●,●●●●kW
営業使用開始年月	●●●●年 ●●月
運転年数	●●年 ●●ヶ月（●●●●年●月末時点）
総発電電力量／総使用電力量	●●,●●●●kW 時(●●●●年●月末時点)
設備利用率*	約●●%

*DR を活用して応札される場合は、記載不要です。

DR における瞬時調整契約等の実績

DR 実績	契約（実証参画）期間
●●	●●年●●月～●●年●●月
▲▲	▲▲年▲▲月～▲▲年▲▲月
■■	■■年■■月～■■年■■月

*複数の DR 実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

○定期検査の実施実績について記入してください。

○契約申込された電源 I 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。

ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。

また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。

ホ 運用条件に関わる事項（様式7）

運用条件に関わる事項

<p>運転継続時間</p>	<p>運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。</p>
<p>計画停止の時期 および期間等</p>	<p>提供期間内における定期検査等、停止（電源工 廠気象対応調整力を提供することができない状態のこと。）の時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。</p> <p>定期検査等、停止の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。</p> <p>年間停止計画については、契約成立後（または契約協議の中で）、本募集要綱第8章1（9）に基づき、改めて提出いただくと共に、調整させていただきます。</p>
<p>運転管理体制</p>	<p>当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。</p>
<p>給電指令対応システム</p>	<p>当社からの指令に応じるためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DR を活用して応札される場合は、アグリゲータが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。）</p>
<p>その他</p>	<p>その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約等）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。</p>

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定します。

〔前提〕評価対象者の選定

入札案件の中で、上限価格（第5章1（7）参照）を超えるものについては、本評価の対象外とします。（上限価格以下の容量価格で応札頂いた入札案件を評価対象とします。）

以下、ステップ1～3については、入札書（様式1）の項目2，6，7に記載されているそれぞれ電源Ⅰ～Ⅲ気象対応調整力契約電力、容量料金、電力量価格[円/kWh]についてのみ対象とします。（項目12に記載のものは対象といたしません。）

〔ステップ1〕価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は99点とします。

次式のとおり、評価用容量単価、評価用電力量単価、価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします。）を算定いたします。なお、入札案件の中で評価用容量単価と評価用電力量単価を合算したものが最も安価な価格[円/kWh]を「基準入札価格」といい、以下同様とします。

評価用容量単価

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{容量価格}}{\text{電源Ⅰ～Ⅲ気象対応調整力契約電力}} \times \frac{\text{運転継続可能時間(3時間)}}{\text{運転継続時間}^{\ast 1}} \\ &\quad \times \frac{11\text{時間}}{\text{電源Ⅰ～Ⅲ気象対応調整力提供可能時間数}} \end{aligned}$$

評価用電力量単価 = 上限電力量単価 × 想定発動回数(3.6回) × 運転継続可能時間(3時間)

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{評価用容量単価} + \text{評価用電力量単価}} \times \text{価格要素評価配点 (99点)}$$

※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とする

〔ステップ2〕 非価格要素評価点の算定

非価格要素評価点については、基礎点0点に次の加点項目および減点項目のうち、該当するものを加減算し、算定いたします。

+1点：指令から調整までの時間が短いもの（1時間未満）（加点項目）つまり、最高1点、最低0点とします。

ただし、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加点評価いたしません。

〔ステップ3〕 総合評価点の算定

ステップ1で算定した価格要素評価点とステップ2で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位とします。

順位の決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件が発生した場合、経済的要素での適正な評価を行う観点から、以下の方法により入札案件の順位を決定します。

(1) 総合評価点が高い入札案件を評価順位1位とし、当該案件を除いた残りの入札案件において、ステップ1の価格要素評価点の再算定(基準入札価格の補正)を行い、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から評価順位2位以降の順位を決定します。

(2) 上記の「基準入札価格の補正」後も価格要素評価点为非価格評価点を下回る入札案件がある場合は、「基準入札価格の補正」を繰り返し、順次、総合評価点が高い入札案件から順位を決定します。

〔ステップ4〕 落札案件の仮決定

ステップ3で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として仮決定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(3時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値としてみなします。なお、当社以外の一般送配電事業者の系統に連系する契約電源等を活用する案件については、以下の範囲内で落札案件として仮決定いたします。

(1) 中部電力パワーグリッドの系統に連系する契約電源等を活用する案件の合計容量
：●●万kW以下

(2) 北陸電力送配電の系統に連系する契約電源等を活用する案件の合計容量

: ●●万 kW 以下

(3) 中部電力パワーグリッドの系統に連系する契約電源等を活用する案件および北陸電力送配電の系統に連系する契約電源等を活用する案件の合計容量

: ●●万 kW 以下

(4) 中国電力ネットワークの系統に連系する契約電源等を活用する案件の合計容量

: ●●万 kW 以下

上記により仮決定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ 3 の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として仮決定いたします。(この際、入札書(様式 1)の項目 1 2 に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。

※ ただし、ここでの募集容量は、本要綱第 5 章第 1 項(1)に定めるものから、同時に公募する電源 I 周波数調整力および電源 I 需給バランス調整力の落札案件決定容量から、電源 I 周波数調整力および電源 I 需給バランス調整力の募集容量を差し引いた超過分を、控除したものとします。

※ 制度設計専門会合等で実施されている電源 I の広域的調達についての議論等を踏まえ、入札募集までに見直す可能性があります。

[ステップ 5] 落札案件の決定

ステップ 4 で落札案件として仮決定した案件のうち、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件(以下「競合案件」という。)は、属地 TSO である一般送配電事業者が落札するものとし、属地 TSO 以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ 4 の再評価を行います。(これを属地 TSO を含む競合案件がなくなるまで行います。)

次に属地 TSO である一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件(以下「属地外競合案件」)があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者でステップ 4 の再評価を行い、最高容量価格(募集容量に達する案件の容量価格)が高い(募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい)一般送配電事業者が落札するものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ 4 の再評価を行い落札案件を決定します。なお、属地外競合案件(当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む)が複数ある場合は、全ての属地外競合案件がなくなるまで、最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行います。

最後に以下の事象が生じているか確認します。

- (1) 当社と中部電力パワーグリッドが実施する電源Ⅰ 蔵気象対応調整力公募において、北陸電力送配電の系統に連系する契約電源等を活用して落札案件として仮決定した案件（以下、「北陸エリア落札仮決定案件」という。）の合計容量が●●万 kW を超過している。
- (2) 当社と北陸電力送配電が実施する電源Ⅰ 蔵気象対応調整力公募において、中部電力パワーグリッドの系統に連系する契約電源等を活用して落札案件として仮決定した案件（以下、「中部エリア落札仮決定案件」という。）の合計容量が●●万 kW を超過している。
- (3) 当社と四国電力送配電が実施する電源Ⅰ 蔵気象対応調整力公募において、中国電力ネットワークの系統に連系する契約電源等を活用して落札案件として仮決定した案件（以下、「中国エリア落札仮決定案件」という。）の合計容量が●●万 kW を超過している。

(1) の事象が生じている場合は、当社と中部電力ネットワークは、それぞれの北陸エリア落札仮決定案件のうち最も評価順位の低い案件を除いてステップ4の再評価を行い、(2) の事象が生じている場合は、当社と北陸電力送配電は、それぞれの中部エリア落札仮決定案件のうち最も評価順位の低い案件を除いてステップ4の再評価を行い、(3) の事象が生じている場合は、当社と四国電力送配電は、それぞれの中国エリア落札仮決定案件のうち最も評価順位の低い案件を除いてステップ4の再評価を行い、最高容量価格（募集容量に達する案件の容量価格）が高い（募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい）一般送配電事業者が落札するものとし、もう一方の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ4の再評価を行います。（これを(1)から(3)の事象が解消されるまで行います。）

なお、(1) から (3) で複数の事象が生じたときは、当社の北陸、中部、中国エリアの落札仮決定案件の内、最も評価順位の低い案件から順に前述のプロセスを行います。(1) から (3) の全ての事象が解消した段階で、落札案件として仮決定している案件を落札案件として決定します。

※ 制度設計専門会合等で実施されている電源Ⅰ 蔵の広域的調達についての議論等を踏まえ、入札募集までに見直す可能性があります。

[ステップ6] 契約協議

落札者は、当社と添付する電源Ⅰ 蔵気象対応調整力 (kW・kWh) 契約および端境期における調整力提供に関する標準)覚書 (および、希望する場合は電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約) を締結[※]していただきます。また、必要に応じ、電源Ⅰ 蔵気象対応調整力 (kW・kWh) 契約書に付帯する文書等を協議により締結していただきます。

なお、当社が属地 TSO とならない場合は、属地 TSO と落札者と当社で契約を締結していただきます。

※ ジョイント・ベンチャーとして応札，落札された場合で当該ジョイント・ベンチャーが法人格を有していないときは，全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。

第8章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。詳細については、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 標準契約書を確認願います。なお、本章の記載と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 標準契約書の記載が相違する場合は電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 標準契約書の記載を優先します。

(1) アグリゲータに関する事項

イ アグリゲータが電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(イ) アグリゲータが当社指令に応じて電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供すること。

(ロ) アグリゲータが供出する電源

Ⅰ 廠気象対応調整力が 1,000kW 以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源Ⅰ 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。

a 需要家に対して、次の a および b の事項を定めた電源Ⅰ 廠気象対応調整力供出計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。

(a) 発電等出力増の量

(b) 発電等出力増の実施頻度および時期

b 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。

(ハ) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

(ニ) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が属地 TSO の託送供給等約款の (計量) の技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。

(ホ) アグリゲータが、需要家に属地 TSO の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

- (へ) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、属地 TSO の託送供給等約款附則（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。
- ロ 調整力ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものといたします。
- ハ 調整電力量(需要抑制量)の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものといたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。

(2) 提供期間および提供時間

電源 I ㄱ 厳気象対応調整力提供期間は、2021 年 7 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までおよび 2021 年 12 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日までとします。

電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間の内、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する日、12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日および 1 月 3 日を除き、各日 9 時から 20 時までとします。

(3) 基本料金

当社が容量料金を月毎に分けて支払い

- イ 容量価格（=1kW あたりの価格（円/kW）に電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、6 で除して月毎に分けて支払う（翌月払い。）ものといたします。
- ロ 端数は最終月分で調整するものといたします。

(4) 従量料金

当社指令に応じて運転したことに伴う料金については、kWh 調整費用を各月毎に支払い（翌々月払いとします。）

- イ 契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）の単価表を定期的（原則として毎週火曜日 12 時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）とします。）に当社および属地 TSO まで提出していただきます。

単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量価格を上限とします。適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、契約者はすみやかにその旨を当社および属地 TSO に連絡し、当事者間で協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとしますが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととします。また、発動決定後、発動終了時間

までの単価変更についてもできないこととします（同時に電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約または電源Ⅱ「低速需給バランス調整力契約を締結した場合も同じとします）。

ロ 当社指令による上げ調整費用（上げ調整量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）に係る料金を属地 TSO と契約者間で各月毎に精算します。

ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、応札時の電力量価格を上限値とします。（下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。）

また、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動（発電等出力減）となっている場合、当該時間帯の属地 TSO のインバランス単価を用い、（下げ応動量×インバランス単価）で算出される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行いません。同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動（発電等出力増）となっている場合、料金精算は行いません。

※DR を活用した契約者の場合、調整量は属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮した上で算定します。

※（３）（４）について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、事業税課税標準に収入割を含む場合、料金支払い時、収入割相当額を加算いたします。

一方、属地 TSO が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

ハ 同一の契約電源等において本契約および電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合は、各調整力契約における電力量料金の算定方式および支払方法に従って従量料金を算定し、お支払いします。その場合においても上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、応札時の電力量価格を上限値とします。

（５）計量器

原則として、発電機毎に計量器を設置

ただし、DR を活用した契約を希望される場合は、属地 TSO の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

イ 原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け、30分単位で計量を実施しま

す。

- ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。
- ハ 送電端と異なる電圧で計量を行なう場合は、別途協議により定めた方法により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。
- ニ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は属地 TSO が選定し、原則として、属地 TSO の所有として属地 TSO が取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。

(6) 契約解除

- イ 契約者または属地 TSO もしくは当社が、電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約の履行を催告するものといたします。
- ロ 前項の催告を行なった後、30 日を経過しても相手方が電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約を履行しなかった場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約を解除することができるものといたします。
- ハ 契約者または属地 TSO もしくは当社が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約を解除することができます。

(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合

※本号において、電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約には、電源Ⅱ 周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ 需給バランス調整力契約を併せて締結する場合はそれらを含むものとします。

- ニ 契約者、属地 TSO および当社が締結する電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約に合わせて締結する電源Ⅱ 周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ 需給バランス調整力契約が解約または解除された場合、電源Ⅰ ㄱ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契

約も当然に解約または解除されるものいたします。

(7) 目的外活用の禁止

契約電源等のうち、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力分については、提供期間において、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供の目的以外に活用できないものとします。

※ただし、アグリゲータが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約における電源Ⅰ 廠気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ 廠気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、電源Ⅰ 廠気象対応調整力とは別に供給力を小売電気事業者に提供する場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。

(8) 運用要件

運用要件の遵守

契約者は、契約電源等について本要綱第5章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW・kWh) 契約書(および、同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書)における運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(9) 停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

イ 契約者は、当社が定める期日までに契約電源等の停止計画の案を当社に提出していただきます。

ロ 他の契約電源等の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。

(10) 停止日数

計画停止、計画外停止

イ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供時間において、契約電源等の設備トラブルや定期点検、または当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合等、当社の責とならない事由で電源Ⅰ 廠気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日(契約電力未達時割戻料金を適

用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。)を、原則として、停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。

なお、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合のその減少した容量は、属地 TSO が同一の他の契約電源等と、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力の比で按分し、その容量が供出不可となったものと見做します。

ロ 停止日数には、出力一定作業や並解列の制約等を含みます。これらは、作業停電伝票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停電伝票を発行していただきます。

ただし、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合には、当社または属地 TSO から、その旨をお知らせいたします。

ハ 前日 12 時まで電源Ⅰ「厳気象対応調整力を供出可能な代替電源等（本要綱にて定める要件を満たしていること、別途、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結していること、および電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ需給バランス調整力契約、電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。)を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。

(11) ペナルティ

イ 契約電力未達時割戻料金

(イ) 契約電源等の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が 3 時間以上の場合は 3 時間といたします。）中において、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の一部でも当社に提供できなかった 30 分単位のコマ（以下、このコマのことを「30 分単位の当該コマ」という。）に対し、後記（ロ）のとおり、契約電力未達時割戻料金を算定し、各月毎に当社に支払っていただきます。なお、契約電力未達時割戻料金の対象判定（電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力未達と判定される 30 分単位のコマ数（以下、「契約電力未達コマ数」といいます。）の算定）については、30 分単位のコマごとに行なうものとします。

(ロ) 契約電力未達時割戻料金の算定式

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \text{契約電力未達コマ数合計} \div (\text{発動回数}^{\ast 1} \times \text{運転継続時間の 30 分コマ数}) \times \text{基本料金} \times 1.5$$

※1 運用要件に定める最低発動回数の 12 回といたします。

また、13 回目の発動回数以降、12 回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。

(ハ) 一部供出電力の事前申し出（指令発動まで）が無い場合の契約電力未達コマ数以下の算式により、それぞれの当該30分単位のコマ数を算定いたします。

$$\text{契約電力未達コマ数} = 30 \text{分単位} \times \text{当該コマ数} \times \text{一部未達割合}^{*2}$$

(ニ) 一部供出電力の事前申し出（指令発動まで）があった場合の契約電力未達コマ数

(ハ)にかかわらず、事前（指令発動まで）に電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力の一部（以下、「一部供出電力（申出）」といいます。）を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、以下の算定式により、契約電力未達コマ数を算定いたします。

$$\text{契約電力未達コマ数} = 30 \text{分単位} \times \text{当該コマ数} \times (\text{電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力(申出)}) \div \text{電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力} + 30 \text{分単位} \times \text{当該コマ数} \times \text{一部供出電力(申出)} \div \text{電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力} \times \text{一部未達割合}^{*2}$$

※2 一部未達割合については、以下の式で算定いたします。ただし、算定結果が0.1を超過する場合は、一部未達割合を1とみなします。また、算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなします。なお、一部未達割合は、小数点以下第3位を四捨五入したものといたします。

$$\text{一部未達割合} = (\text{電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力}^{*3} \times 1 \text{時間} \div 2 - \text{当該コマにおける実績調整電力量}) \div \text{電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力}^{*3}$$

※3 事前に一部供出電力（申出）を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、上記の計算式の「電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力」を「一部供出電力（申出）」に読み替えます。

ロ 停止割戻料金

(イ) 停止日数に応じて、以下の算定式より停止割戻料金を算定し、各月ごとに当社へ支払っていただきます。

(ロ) 停止割戻料金の算定式

$$\text{停止割戻料金} = (\text{停止日数} \div \text{当該年度の提供期間の平日数合計}) \times \text{基本料金}$$

※ただし、停止日数のうち、事前に電源Ⅰ〳廠気象対応調整力契約電力の一部を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、停止割戻料金算定上の計画停止日数および計画外停止日数については、以下の算式によって

修正したうえで合計いたします。

$$\text{修正後の停止日数} = \text{修正前の停止日数} \times \left(\frac{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力} - \text{申し出いただいた一部供出電力}}{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力}} \right)$$

(ハ) 上記による「契約電力未達時割戻料金」と「停止割戻料金」の合計金額の上限は、年間の基本料金といたします。

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

(1) 電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約を締結した契約者は、申出単価 (当社の指令に応じる kWh 対価) をあらかじめ当社および属地 TSO に提示してください。(単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量価格を上限とします。)

イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限りませす。)) を乗じて対価を算定します。

V1：上げ調整を行った場合の増分価格 (円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分価格 (円/ kWh) を設定

ロ DR を活用した応札者の場合

精算時は、実績電力量に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものと、調整力ベースラインとの差分に、以下の kWh 対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限りませす。)) を乗じて対価を算定します。

調整力ベースライン：属地 TSO の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(資源エネルギー庁)における標準ベースラインや発電等計画値等^{※1}を踏まえ、電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議しその設定方法を取り決めた上で、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮して算出します。

※1 例えば「DR 実施日の直近 5 日間 (DR 実施当日は含みませす。)のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間 (High 4 of 5) の需要データ (平日実施の場合はすべて平日のデータとします。)を当日調整したもの」等

V1：上げ調整を行った場合の増分価格 (円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分価格 (円/kWh) を設定

(2) 申出単価 (当社の指令に応じる kWh 対価) については、週 1 回の更新通知 (火曜日 12 時までに当社および属地 TSO に提示することとします。)により変更します。

なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行ないませす。

発電設備を活用した応札者の場合、属地 TS0 の託送供給等約款上、BG（バランシンググループ）最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と属地 TS0 の対価の授受として

□ $Y - X > 0$ の場合

差分 $\times V1$ を属地 TS0 が契約者に支払います。

（ただし、 $V1$ が応札時の電力量価格を超える場合は、差分 \times 応札時の電力量価格を属地 TS0 が契約者に支払います。）

（当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算は致しません。）

□ $Y - X \leq 0$ の場合

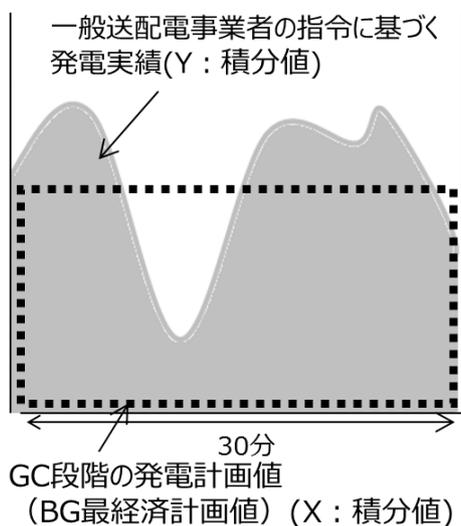
下げ調整に応じていただける契約者については、差分 $\times V2$ を契約者が属地 TS0 に支払います。

（ $V2$ が応札時の電力量価格を超える場合は、差分 \times 応札時の電力量価格を支払っていただきます。）

ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分 \times インバランス単価（当該時刻における、属地 TS0 のインバランス単価）を契約者が属地 TS0 に支払います。

X：ゲートクローズ段階で契約者が属地 TS0 に提出する発電計画値の積分値

Y：一般送配電事業者の指令にもとづく発電実績の積分値



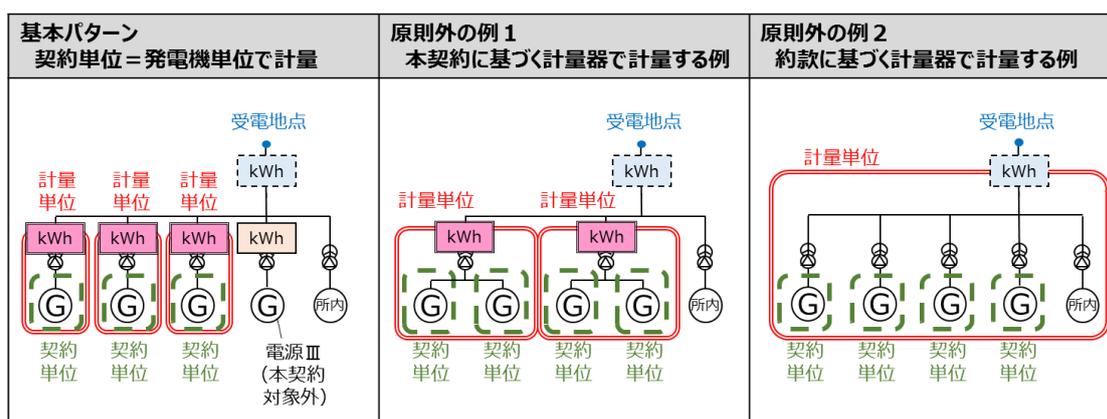
上記において、DR を活用した応札者の場合、Yを“調整力ベースラインから求まる積分値”にXを“一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値”に読み替えます。なお、それぞれ、属地 TS0 の託送供給等約款における損失率を考慮したもの（ $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの）とします。

(3) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約に併せて電源Ⅱ周波数調整力契約を締結する契約者は、電源Ⅱ周波数調整力募集要綱に準じることとし、同じく、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する契約者は、電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱に準じることとします。

2. 計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

(1) 本要綱の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機ごとに契約しますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。

(2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の調整力提供に関わる kWh 単価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。



kWh …託送供給等約款に基づく計量器 (発電量調整契約の精算用)
 kWh …本契約に基づく計量器 (本契約の調整電力量精算用)

3. 機能の確認・試験について

(1) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

イ 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出

ロ 当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施（オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される電源等に限ります。）

ハ 現地調査および現地試験

ニ その他、当社が必要と考える対応

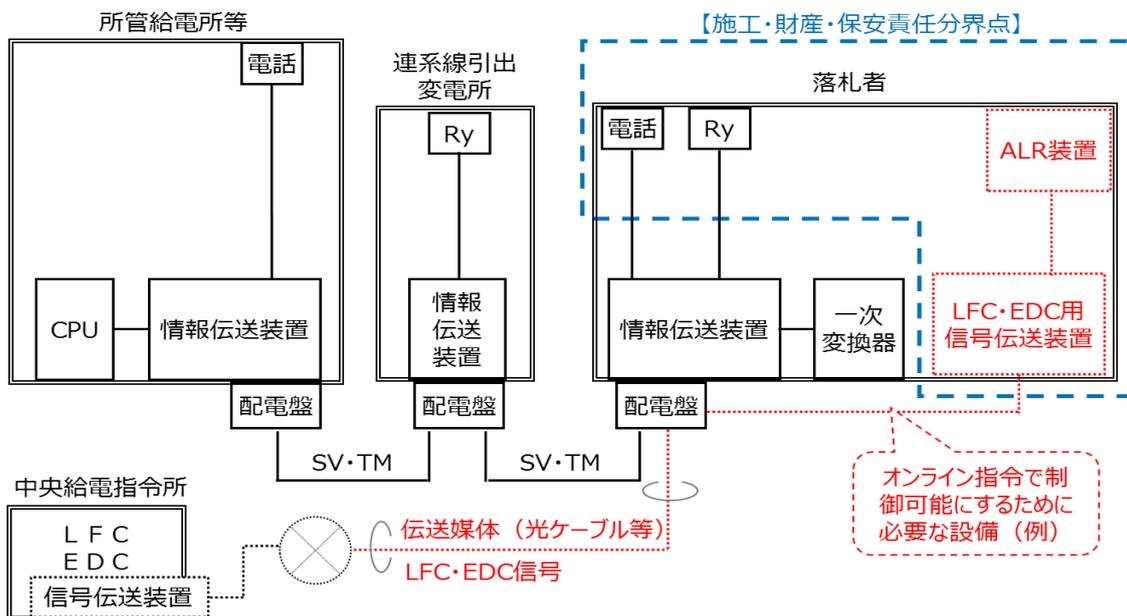
以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
給電情報自動伝送		○		<p>■ 中給との対向試験を実施。 （オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で応札される電源等に限ります。）</p>
制御試験	○			<p>■ 現地（DR を活用した電源等においては、アグリゲータ～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。</p>
オンライン調整機能 （ただし、簡易指令システムを用いたものを 含みます。）		○		<p>■ 中給との対向試験を実施。（オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される電源等に限ります。）</p>
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	<p>■ 発電機等の性能を証明する書類等の提出で確認する。</p>

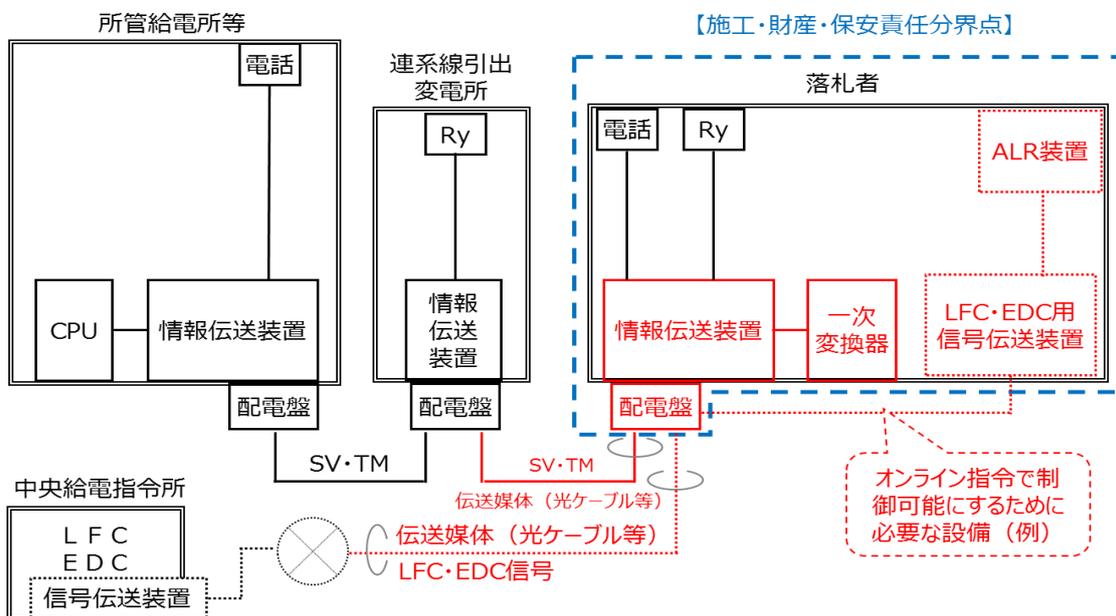
4. オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備について

- (1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複数ルート化して頂きます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。

イ 発電設備を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）

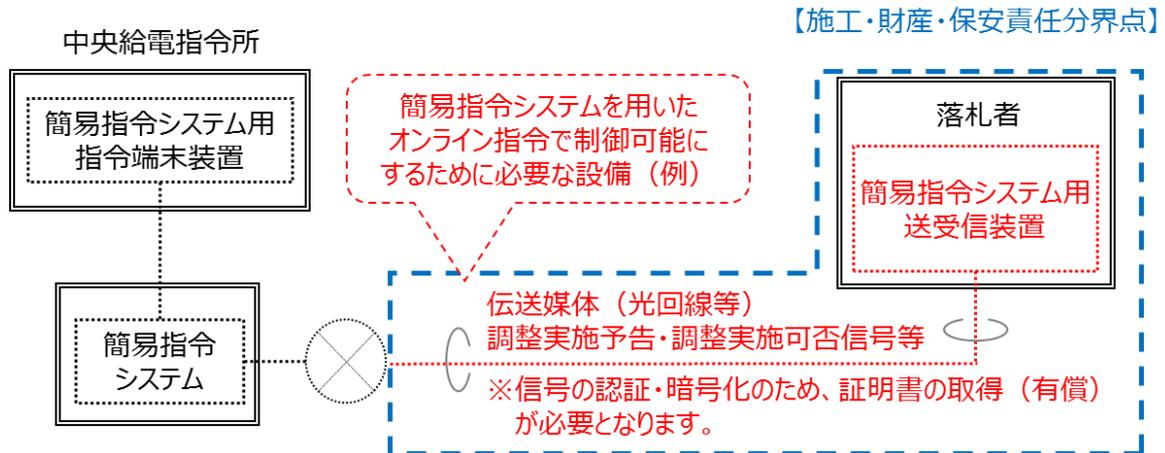


ロ DR を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）



※ただし、落札者から当社連系線引き出し変電所への TM 情報は必須とはいたしません。

ハ 契約者の設備例（簡易指令システムの場合）



- (2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので関西電力送配電株式会社 託送営業部 電力契約グループへご相談ください。ただし、当社が属地 TSO とならない場合で、専用線オンラインにて応札される場合は、属地 TSO となる一般送配電事業者へご相談ください。

淡路島南部地域の電力系統について

